

**人種差別撤廃条約
第10回・第11回
政府報告（仮訳）**

2017年7月

目次

I. 序論

II. 総論

1. 我が国に関する基本的情報
2. 人権を擁護している一般的法的枠組
3. 女性の状況に関する情報
4. アイヌの人々
5. 沖縄の人々
6. 在日外国人の現状及び人権擁護のための取組
7. 在日韓国・朝鮮人
8. 難民

III. 逐条報告

第2条

1. 差別の禁止に関する憲法上及び法律上の規定
2. 法務省の人権擁護機関の取組
3. 公務員に対する人権教育・研修

第3条

第4条

1. 留保
2. 流布, 扇動, 暴力の処罰化
3. 情報分野における規制等
4. 扇動団体の活動の禁止
5. 人種差別的動機の刑法上の取扱い
6. 国内裁判所の関連判決

第5条

1. 裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利
2. 暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利
3. 政治的権利
4. 市民的権利
5. 経済的, 社会的及び文化的権利

6. 公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利
7. 社会的指標に関する情報

第6条

1. 司法機関による救済
2. 行政機関による救済
3. 司法アクセスの確保
4. 犯罪被害者支援
5. 民事訴訟における立証責任
6. 個人通報制度

第7条

1. 教育及び教授
2. 文化
3. 情報

別添1：豊見城市議会決議

別添2：石垣市議会決議

別添3：世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数

別添4：地域別在留外国人数の推移

別添5：国籍（出身地）別在留外国人数の推移

別添6：年齢別，男女別及び配偶関係別外国人数の推移

別添7：在留資格（在留目的）別在留外国人数の推移

別添8：産業別，雇用事業所規模別外国人労働者数の推移

別添9：国籍（出身地）別不法在留者取締り数の推移

別添10：国籍（出身地）別被送還者数の推移

別添11：国籍別難民認定・その他の庇護数

別添12：我が国における難民庇護の状況等

別添13：外国人に関する人権侵犯及び相談件数の推移に関する統計資料

I. 序論

1. 日本政府は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（以下「人種差別撤廃条約」という。）第9条の規定に基づき、第10回・第11回人種差別撤廃条約政府報告を提出する。この報告書は、日本政府が2013年1月に提出した第7回・第8回・第9回政府報告（CERD/C/JPN/7-9）を更新したものであり、加えて基本的に第7回・第8回・第9回政府報告提出以降2016年12月までに我が国が人種差別の撤廃のためにとった措置等について記載している。

2. 最終見解パラグラフ29及び34に関し、今回の報告作成にあたっては、外務省のホームページを通じて広く一般から意見を聴取するとともに、一般市民・NGOの意見を聴くための意見交換会を開催した。政府は、人権尊重の促進に向けた民間レベルでの活動の重要性を認識し、今後とも引き続き市民社会との対話を重視し、継続していく考えである。なお、今次報告についても、これまでの報告と同様、NGO等市民社会が利用することが可能であるように周知・配布していく。

3. 我が国は、人種差別と戦うためあらゆる方策を講じている。国内最高法規である憲法に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、直接的又は間接的といった形態如何を問わず、いかなる差別もない法の下での平等を保障している。我が国は、かかる憲法の理念に基づき、人種、民族等も含めいかなる差別もない社会を実現すべく努力してきており、我が国は、今後もいかなる差別もなく、一人一人が個人として尊重され、その人格を発展させることのできる社会をめざし、たゆまぬ努力を行っていきたいと考える。

II. 総論

1. 我が国に関する基本的情報

4. 最終見解パラグラフ6に関し、以下のとおり報告する。

5. 国土や人口等我が国に関する基本的情報については、国際人権諸条約に基づく政府報告「コア文書」(HRI/CORE/JPN/2012)参照。また、社会的指標に関する情報に関しては、Ⅲ. 第5条7. 参照。

6. なお、我が国に入国・在留する外国人に関する最新の統計については、下

記のURLにて公開している（日本語）。

出入国管理統計

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html

在留外国人統計

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html

2. 人権を擁護している一般的法的枠組

7. 第1回・第2回政府報告パラグラフ3から5参照。

8. 法務省の人権擁護機関の仕組みについては、Ⅲ. 第6条2. (1) 参照。

3. 女性の状況に関する情報

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

9. 人権擁護と男女平等の実現に向けて、配偶者及びパートナーからの暴力を防止し、被害者の保護等を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」という。）が2001年4月に公布された。同法は、2004年6月に第1次改正が、2007年7月に第2次改正が行われ、さらに2013年7月には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用を内容とした改正法が成立し、2014年1月に施行された。

10. 同法は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。

11. 第3次改正の主な内容は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じてこの法律の適用対象とすることである。

(2) 政府の取組

12. 政府においては、2013年の第3次改正を踏まえ、既存の基本方針を見直し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を2013年12月26日に策定した。

13. 男女間における暴力の実態を把握するため、2014年度に、全国20

歳以上の男女5,000人を対象とした「男女間における暴力に関する調査」を実施し、2015年3月に調査結果を公表した。

14. また、内閣府に置かれている男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会において、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、当検討結果は、2015年12月25日に政府において策定された「第4次男女共同参画基本計画」に盛り込まれている。現在は、当計画に基づき、配偶者・パートナーからの暴力を含む女性に対する暴力に関し、幅広い取組を推進している。

15. 警察においては、ストーカー、配偶者暴力事案等であって、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案については、被害者等の安全の確保を最優先に、加害者の検挙、被害者等の保護措置等、迅速・的確な対応を推進している。

16. 我が国では、刑法において、傷害罪（同法204条）、暴行罪（同法208条）、殺人罪（同法199条）、傷害致死罪（同法205条）、強姦罪（同法177条）、強制わいせつ罪（同法176条）等の規定をしているほか、暴力行為等処罰に関する法律をはじめとする特別法においても、常習傷害罪（同法1条の3）等を規定している。女性に対する暴力がこれらの刑罰法規に該当する場合には、被害者の人種、民族等の差別なく、事案に応じ、適切な捜査処理及び科刑の実現が図られていると認識している。

4. アイヌの人々

17. 最終見解パラグラフ20及び24に関し、以下のとおり報告する。

(1) 北海道アイヌ生活実態調査

18. アイヌの人々の生活の実態に関しては、これまで北海道庁により、1972年、1979年、1986年、1993年、1999年、2006年、2013年の7度にわたり、北海道アイヌ（1999年までウタリ）生活実態調査が実施された。2013年に実施された「北海道アイヌ生活実態調査」によれば、アイヌの人々の生活水準は以下のとおり着実に向上しつつあるが、アイヌの人々が居住する地域における他の人々との格差は、なお是正されたとはいえない状況にある。

19. アイヌの人々の進学状況については、高校への進学率は92.6%、大

学（短大）への進学率は25.8%となっており、進学率の推移を見ると、高校への進学率は、1972年の調査開始以降着実に向上してきていたが、前回調査から減少に転じ、差が広がる結果となっている。大学への進学率については、過去3回の調査において着実に向上してきている。

20. 産業別就業者比率についてみると、第三次産業が最も多く40.4%、次いで第一次産業36.0%、第二次産業19.0%となっており、業種別にみると、漁業が26.3%で最も高く、次いで建設業11.2%、農業・林業9.7%の順となっている。

21. アイヌの人々の生活保護の適用状況についてみると、保護率（対人口千人比、保護を受けている人の割合）は44.8‰（パーミル）と、2006年の調査より6.5ポイント増加している。1972年調査では、アイヌの人々の住む市町村の保護率の6.6倍であったが、1979年の調査では、3.5倍、1986年の調査は2.8倍、1993年の調査は2.4倍、1999年の調査は2.0倍、2006年の調査は1.6倍、さらに今回は1.4倍と徐々にその格差が縮小している。この点については、地区道路や生活館等の生活環境改善のための施設整備事業、生産基盤の整備等の農林漁業対策、アイヌ民芸品の販路拡大を図るための中小企業振興対策、雇用促進及び技術習得等の対策を北海道アイヌ生活向上関連施策として実施しており、これら施策の総合的な効果が生活保護適用状況についての格差の縮小につながっていると思われる。

22. 同調査によれば、差別に関し、「物心ついてから今までの差別の状況」について、学校や就職、結婚等において差別を受けたことがある、又は、他の人が受けたのを知っていると答えた人が33.0%いる。

（2）北海道アイヌ生活向上関連施策等

23. 北海道庁は、1974年から2001年まで、4次にわたり「北海道ウタリ福祉対策」、2002年から2015年まで、2次にわたり「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」を策定し、上記の生活実態調査の結果等を踏まえつつ、教育、文化の振興、生活環境の整備、産業の振興等の施策を総合的に推進し、アイヌの人々の生活水準の向上と一般道民との格差の是正を図っている。例えば、進学状況等の格差を克服するため、高等学校及び大学に修学する者に対する入学支度金及び修学資金の助成（大学は貸付け）等を行い、進学を奨励している。

24. 政府は、北海道庁が進めている右施策に協力し、これを円滑に推進するため、1974年政府部内に「北海道ウタリ対策関係省庁連絡会議」（2002年に名称を「北海道アイヌ生活向上関連施策関係省庁連絡会議」に変更）を設置し、関係行政機関の緊密な連携の下に北海道アイヌ生活向上関連施策事業関係予算の充実に努めている。

25. アイヌ語については、2010年度には、危機の実態の調査研究を、2012年度には、現在行われているアイヌ語に関する取組とその課題についての調査研究を実施した。この結果、消滅の危機に瀕していることが確認されたことから、現存する伝統的なアイヌ語の音声資料を広く学習等に利用して継承に寄与できる環境を整えるために、アーカイブ化を計画し、2013年度～2014年度に「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究」を実施し、それを踏まえて、2015年度からは、伝統的なアイヌ語の音声資料のデジタル化事業とアーカイブ作成支援事業を行っており、現在も継続中である。同時に、アイヌ語をはじめとした消滅の危機にある言語・方言の国民への周知等を行うための「危機的な状況にある言語・方言サミット」を開催するとともに、行政担当者や研究者から成る「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催し、地域ごとの取組の情報共有を図っている。

26. 2008年6月6日、我が国国会においてアイヌ民族に関する決議が全会一致で採択された。これを受けて、政府は官房長官談話を発出した。政府は官房長官談話に則って、政策を立案していく。また、政府は官房長官談話を踏まえて開催した「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」における今後のアイヌ政策の在り方の提言の実現に向けて「アイヌ政策推進会議」で各種検討を進めている。

(3) アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会

27. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ15及び16参照。

(4) アイヌ政策推進会議

28. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ17から22参照。

(5) アイヌの人々の人権擁護

29. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ13参照。

(6) 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に

関する法律」に基づく施策

30. 同法に基づく施策については、第1回・第2回政府報告パラグラフ19でも報告しているが、以下のとおり報告する。

31. 政府は、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況にかんがみ、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現等を図ることを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」案を国会に提出した。同法は、1997年5月に成立し、同年7月に施行されたところであり、国、地方公共団体及び指定法人は、同法に基づき、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発を図るための施策を推進しているところである。

32. 例えば小・中学校の社会科の多くの教科書においては、アイヌ民族の伝統や文化に関する記述がなされている。なお、教科書の中にはアイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律を取り上げているものもある。

33. その他の言語政策については、Ⅲ.第7条2.(4)(b)参照。

5. 沖縄の人々

34. 最終見解パラ21に関し、沖縄に住んでいる方々は長い歴史の中で特色豊かな文化、伝統を受け継がれていると認識しているが、日本政府として「先住民族」と認識している人々はアイヌの人々以外には存在しない。

35. 沖縄の方々が「先住民族」とあるとの認識が日本国内に広く存在するとは言えず、例えば、2015年12月には、沖縄県豊見城市議会で、「沖縄県民の殆どが自分自身が先住民族であるとの自己認識を持っておらず」、沖縄の方々を「先住民族」とした国連の各種委員会の勧告を遺憾であるとして、その撤回を求める意見書が可決されており、昨年6月には、沖縄県石垣市議会で、「沖縄の方言には、古い大和言葉が数多く残っており、生活様式も本土となんら変わるものではない」ことから、「(沖縄の人々は)先住民族との指摘は当たらない」として、勧告の撤回を求める意見書が可決されている。

36. 沖縄の方々も等しく日本国民であり、日本国民としての同様の権利を享

受し、日本国民として同様の救済措置が利用可能である。決議の詳細は、別添 1 及び 2 参照。

6. 在日外国人の現状及び人権擁護のための取組

(1) 基本的枠組み

37. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ19及び20参照。

38. 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）については、Ⅲ. 第2条1. 参照。

(2) 在日外国人の内訳

39. 2015年末現在、在留の資格別にみると、在留外国人全体数の47.0%は「特別永住者」及び「永住者」、7.2%が「定住者」、6.3%が「日本人の配偶者等」となっている。

40. 就労が認められている在留資格の外国人は、10.7%となっている。就労が認められている外国人の数は、2015年末は23万8,042人で、前年に比し2万3,798人（11.1%）増加している。

41. 出身地域別にみると、「技術・人文知識・国際業務」の83.7%、「経営・管理」の87.7%はアジア地域出身者が占めている。また、「教育」の64.5%は北米地域出身者が、「宗教」の42.4%はアジア地域出身者、42.0%は北米地域出身者が占めている。

(3) 在留資格制度

42. 我が国が、外国人が日本に入学し在留するための基本的な枠組みとして、在留資格制度をとっていることについては、第1回・第2回政府報告パラグラフ20参照。また、在留管理制度については、第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ28参照。

(4) 外国人労働者

43. 我が国の外国人受入れの方針については、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ17参照。また、高度外国人材の受入れの促進については、第7回・8回・9回政府報告書パラグラフ30参照。

44. 最終見解パラグラフ12に関し、以下のとおり報告する。

45. 日本国内で就労可能な在留資格をもって本邦で就労する外国人労働者に関しては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定め、これら外国人労働者を雇用する事業主に対して、適切な雇用管理に関する周知・啓発や訪問指導を行っている。

46. 我が国において、技能実習制度は人種差別に該当するとは考えていない。

47. 我が国は、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずるため、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を2015年3月6日、第189回国会に提出し、同法案は2016年11月18日に成立し、同月28日に公布されている。同法においては、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、新たに認可法人として外国人技能実習機構を新設し、実習実施者等への実地検査のほか、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行わせることにより、技能実習生の保護等に関する措置を講じることとしている。

また、2017年4月7日には関係政省令を公布し、同法の施行日を2017年11月1日とする旨並びに技能実習計画の認定、監理団体の許可等に関する詳細を定め、技能実習制度の適正化を図っている。

48. なお、これまでも制度の適正化の観点から、法務省入国管理局では、労働基準監督機関と合同での調査を積極的に行うとともに、労働関係法令違反が疑われる場合には労働基準監督機関に通報する等関係機関と連携しているほか、実地調査により、不正行為の事実が認められた場合には、それらの監理団体や実習実施機関に対して、最長5年間、技能実習生の受入れを停止する等厳格に対応している。2015年には、不適正な受入れを行ったとして、273の実習実施機関等に対し、不正行為を通知し、技能実習生の受入れを停止する措置を講じているが、これは2015年末時点における実習実施機関等の総数である3万7,259機関と比較すると、約0.7%にあたる。

49. 日本の調理師養成施設を卒業した外国人については、日本国内で日本料理の調理業務に従事することを可能とする事業を実施しているが、その認定にあたっては、受入機関が健全な経営状況であること、労働関係法令等を遵守していること、外国人料理人に日本人と同等以上の報酬を支給すること、調理師養成施設が受入機関に対し定期的に監査を実施すること等を要件とすることで、外国人料理人の権利保護を図っている。

50. 経済産業省所掌の製造分野では、海外子会社等従業員の受入事業を行っており、その受入れにあたっては、同一企業グループ内からの受入れに限定し、受入企業に対し状況把握や定期報告等を義務づけ、不正行為や人権侵害の排除を図っている。また、不正行為等が認められた場合、経済産業大臣は認定の取消し等を行うことが可能である。

51. 建設及び造船分野では、当該分野の技能実習修了者を対象とした受入事業を行っており、その受入れにあたっては優良な監理団体・受入企業に限って認めるとともに、監督機関による巡回指導等の実施により不正行為や人権侵害の排除を図っている。

52. 外国人の住居に関する権利については、Ⅲ.第5条5.(2)参照。

(5) 不法残留者

53. 2016年1月1日現在の不法残留者数は、6万2,818人で、過去最高であった1993年5月1日時点の29万8,646人から比べると23万5,828人の減少となっているものの、2014年1月1日時点において5万9,061人にまで減少した後、22年ぶりに増加に転じ、2年続けて増加傾向にある。1993年5月1日時点の不法残留者が2012年1月1日時点まで一貫して減少したのは、個人識別情報を活用した厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反外国人の摘発の実施、出国命令制度の活用、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な対策の効果によるものである。また、2015年に退去強制手続を執った者は1万2,272人であり、そのうち不法就労事実が認められた者は7,973人である。これらの不法就労者のうち、就労期間が「1年以下」の者が4,286人で、不法就労者全体の約54%を占め、このうち「6月以下」の者は不法就労者全体の約32%を占めている。依然として入管法違反者の多数が不法就労に従事しているものの、不法就労期間は短くなる傾向にある。

54. 不法就労者問題は、出入国管理行政の適正な運営を阻害するにとどまらず、それらの者の弱みにつけ込んだ中間搾取、強制労働、人身取引等が行われるなど犯罪の温床ともなり、不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で、不法就労者が賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な保障が受けられないなどの人権侵害のケースも指摘されていることから、関係省庁が連携の上、不法就労者の入国・就労に関与しているブローカー、暴力団関係者、悪質な事業主等の取締りを行っている。なお、2015年中に不法就労助長で退去強制手続を執った件数は130件である。

(6) 人身取引対策

55. 最終見解パラ16に関し、以下のとおり報告する。

56. 我が国では、人身取引は重大な人権侵害であると認識し、2004年12月に策定された「人身取引対策行動計画」（2009年12月改定、2014年12月再改定）に基づき、2014年12月に新たに閣僚級の「人身取引対策推進会議」を設置するなどして、取組を強力に推進している。その結果、2015年中に日本政府で保護した被害者は54人である。入国管理局が人身取引被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続を執った外国人は26人であり、このうち不法残留等の入管法違反状態にあった被害者11人について在留特別許可とした。被害者数は入国管理局が統計を取り始めた2005年に115人を保護した後大幅に減少し、ここ数年は20人前後で推移している。

57. また、入国管理局では、人身取引被害者に接する可能性が高い中堅職員を対象に、関係府省庁や国際移住機関（IOM）、NGO等から外部講師を招へいし、被害者の保護等に関する専門的な研修を実施している。

58. また、海上保安庁では、毎年実施している実務者研修において、人身取引の実態や人身取引被害者の保護の重要性等についての講義を実施している。

59. 人身取引事犯の加害者については、2015年に検挙された加害者42名のうち26名が起訴され、そのうち、2016年2月現在、公判継続中等である者を除く20名について有罪判決が確定している。

60. 我が国では、2005年の刑法改正により、人身取引議定書が要請する全ての人身取引の犯罪化が実現されたものと認識している。

61. 警察では、人身取引事犯に関連する情報の収集、組織的な背景の解明を念頭に置いた捜査、各種法令を多角的に適用したブローカー・雇用主等の検挙等を進めている。また、初任教養や昇任時教養の中で、人身取引事犯対策についての教養を実施しているほか、専門的技能等の向上に資するため、指導官を指定し、各種研修等あらゆる機会を通じて、当該指導官による講義等を実施している。

62. 被害者に対しては、保護施策の周知及び在留特別許可等の法的手続に関する十分な説明を行うとともに、可能な範囲で今後の捜査について説明を行い、その立場に十分配慮した措置に努めている。

63. なお、2005年から毎年、人身取引被害者の発見を目的として、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係省庁や在京大使館、NGO等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けている。2015年11月には、9か国語対応のリーフレット286,450部を作成・配布した。

64. 他機関等との連携を図るため、2004年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM等との意見交換・情報交換を行っている。2015年は、7月17日に開催し、警察における人身取引事犯の検挙事例について協議等した。

65. このほか、警察では国際刑事警察機構（ICPO）を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っているほか、外国からの要請に応じ、人身取引事案について積極的に捜査共助を実施している。

66. 労働基準監督機関においては、技能実習生を含む外国人労働者に関して、労働基準法等の違反の疑いがある事業場に対し監督指導を実施し、重大・悪質な法違反については、司法処分を含め厳正に対処する。また、2014年10月に、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締マニュアル」を労働基準監督機関へ送付し、過去の犯罪事例等の共有を行うとともに、捜査等を行うに当たって活用している。

67. 婦人相談所では、各関係機関と連携し、国籍・年齢を問わず、人身取引被害女性の保護を行い、その宗教的生活や食生活を尊重して衣食住の提供、居

室や入浴・食事への配慮，夜間警備体制の整備のための警備員の配置を実施するなど，その充実を図っている。さらに，被害者が児童（１８歳未満）である場合には，必要に応じて，児童相談所と連携して必要な保護措置を行っている。

６８．我が国で保護された外国人人身取引被害者については，母国への安全な帰国及び帰国後の社会復帰支援事業を，ＩＯＭへの拠出を通じ実施している。事業を開始した２００５年５月以降２０１６年末までに，２９０人の外国人被害者に対し同支援を提供している。

６９．また，我が国では，人身取引対策が必ずしも十分でない東南アジア諸国を中心に，国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）を通じ，人身取引事案に携わる法執行機関職員に対する研修や，ＪＩＣＡを通じた技術協力など，様々な能力構築支援を実施している。

７０．また，海上保安庁では，人身取引被害者を含む犯罪被害者に対し，刑事手続の概要及び捜査状況，被疑者の逮捕・送致状況等，被害者の救済や不安の解消に資すると認められる事項の通知を行うこととしている。

７１．２０１５年１０月から，法務省の人権擁護機関が実施する調査救済手続において，人身取引被害者に対し，緊急避難措置として一時的な宿泊施設を提供する制度を開始した。

（７）教育

７２．在日外国人の子どもへの教育については，Ⅲ．第５条５．（４）参照。

７．在日韓国・朝鮮人

（１）歴史的背景及び在留人数

７３．在日韓国・朝鮮人の歴史的背景については第３回・第４回・第５回・第６回政府報告パラグラフ２１参照。ただし，在日韓国・朝鮮人が日本に在留する外国人全体に占める割合は，２０１５年末時点で１５．４％まで減少してきている。

７４．在日韓国・朝鮮人は，「特別永住者」として日本に在留しており，その数は，２０１５年末現在，韓国が３１万１，４６３人であり，朝鮮が３万３，２８１人である（なお，「特別永住者」の総数は，３４万８，６２６人で，韓国・朝鮮の他，中国が１，２７７人いる。また，これら以外の国籍（出身地）の者

もいる。韓国を住居地別にみると大阪府が27.3%、次いで東京都が12.3%である。

(2) 法的地位

75. 第1回・第2回政府報告パラグラフ39参照。

76. 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の優遇措置に関しては、第1・2回政府報告パラグラフ41から43、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ23並びに第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ39及び40参照。

(3) 教育

77. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ41から45参照。

78. 1960年のユネスコの教育における差別待遇の防止に関する条約については、現時点で締結する具体的な予定はない。なお、教育における差別防止について、我が国においては、既に教育基本法において、すべて国民はひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、教育上差別されないとして教育の機会均等を定めており、これを基本理念として、我が国は教育施策を進めているところである。我が国に居住する外国人についても、希望する者については義務教育の機会の保障等日本人と同様の取扱いを行っている。

(4) 児童・生徒等に対する嫌がらせ等の行為への対応

79. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ26及び第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ47参照。なお、同報告パラグラフ26に関し、「2002年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致事件の事実を正式に認めたこと等から」を「2002年9月17日の日朝首脳会談において、北朝鮮側が拉致事件の事実を正式に認めた後」に改める。

(5) 就労

80. 第1回・第2回政府報告パラグラフ49及び50参照。

81. なお、我が国における外国人の公務員への採用については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない

ものと解されており、在日韓国・朝鮮人の公務員への採用についてもこの範囲で行われている。

8. 難民

82. 最終見解パラグラフ23に関し、以下のとおり報告する。

(1) 難民の取扱い

83. 我が国は、1981年の難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び1982年の難民の地位に関する議定書（以下「難民議定書」という。）の締結に伴い、従来の出入国管理令を改正して入管法とし、難民認定制度を新設して1982年1月から実施している。また、2005年5月には、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を図るため仮滞在を許可する制度を創設したほか、難民認定手続の公平性、中立性を高める観点から第三者を異議申立ての審査手続に関与させる難民審査参与員制度を創設する等新しい難民認定制度を含む改正入管法が施行された。さらに、2016年4月の改正入管法の施行により、異議申立てが審査請求に一元化され、難民審査参与員による審理手続が実施されるようになったほか、難民不認定処分等に加え、難民認定申請の不作為についても審査請求できるようになった。このように、難民認定申請が行われたときは、難民条約第1条及び難民議定書第1条の難民の定義に該当するか否かにつき適正な判断を行い、これら条約に規定された義務を誠実かつ厳正に履行している。

84. 難民として受け入れた後の待遇については、難民条約に従い、職業、教育、社会保障、住宅等において各種の保護及び人道的援助が与えられている。なお、真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するため、法務大臣の私的懇談会からの提言を踏まえ、①保護対象、認定判断及び手続の明確化、②難民認定行政に係る体制・基盤の強化、並びに③難民認定制度の濫用・誤用的な申請に対する適切な対応を内容とする難民認定制度の運用の見直しを行った。具体的な取組としては、難民と認定した事例等の公表及び判断ポイントの明示、管理者クラスを対象とする難民認定事務従事者研修を新たに実施するなどした。

85. なお、我が国においては、本邦にある外国人から難民認定の申請があった場合、難民については条約に基づき確実に難民として認定しており、条約上の難民には該当しなかった者についても、本国の事情や本邦における在留状況等を個々に考慮し、庇護を与えるのが適当と認められる場合は、在留を特別に認め、保護している。また、難民認定申請者の法的地位を早期に安定させるた

め、標準処理（審査）期間を6か月と設定して迅速処理に当たっているほか、不服申立てについても、難民審査参与員を増員（56人から84人）し、手続の迅速化を図っている。

86. 難民認定手続に関しても、申請希望者を対象とした案内パンフレットを14ヶ国語で作成し、全国の地方入国管理局及びインターネット上で入手可能としているほか、難民申請に係るインタビューにおいては、原則として申請者が希望する言語の通訳人を介して行うなど、申請者に配慮した手続に努めている。適切な難民該当性判断のため、国連難民高等弁務官事務所の協力も得つつ、高度な知識及び調査能力を備えた難民調査官の育成を目的とした研修を実施し、その内容の充実を図っているほか、管理者クラスを対象とした難民認定事務従事者研修を実施している。また、異議申立て及び審査請求に関わる新任難民審査参与員に対する研修も実施している。

87. 空港において難民該当性を主張する者のうち住居の確保が困難な者について、法務省から難民を支援する民間団体・NGOに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をする措置を実施している。

88. 2015年12月末までの難民認定事務の処理状況は以下のとおり。

申請		30,145人	異議申立て（異議申出）	16,526人
審査結果	認定	531人	決定結果	129人
	不認定	20,339人	理由なし	7,870人
	取下げ等	1,972人	取下げ等	2,062人

89. 我が国に難民認定制度が発足した1982年1月から2015年12月末までに、難民として認定した者は、660人（うち129人は異議申立手続における認定者）である。また、難民とは認定しなかったものの、庇護のための在留を認めた者が2,446人いる。

90. なお、この難民認定制度は本邦にある外国人からの申請を可能としているが我が国ではこの難民認定制度とは別の制度によりインドシナ三国（ベトナム、ラオス、カンボジア）及びミャンマーから定住難民を受け入れており、そ

の数は2015年12月末で1万1,424人となっている。この定住難民として受け入れた者が難民の認定を受けることも可能であり、実際に難民の認定を受けた者もいる。

91. 1954年の無国籍者の地位に関する条約、及び1961年の無国籍者の削減に関する条約への加入については、我が国は無国籍者の発生を防ぐ一定の配慮をしているほか、国籍を有する他の在留外国人と同様に無国籍者に対しても、中長期在留者には「在留カード」を発行していることに加え、無国籍のため旅券を取得できない在留外国人に対しては「在留資格証明書」や「再入国許可書」を発行し、在留許可の事実と内容の明示及び渡航の便宜を図っており、無国籍者の存在やその地位・権利の保護が大きな問題となったことはなく、条約締結の国内的ニーズが明らかでないこと等から、これまで同条約締結について積極的な検討は進められてきていない。

(2) インドシナ難民の定住受入れ

92. 我が国におけるインドシナ難民の定住受入れは、1978年より我が国に一時滞在しているベトナム難民について定住を許可することから始まった。次いで、1979年よりアジア諸国に滞在中のインドシナ難民についても定住許可の対象とし、その後、2度に亘り定住許可条件が緩和され、インドシナ三国における政変前に留学生等として日本に滞在していた者や合法出国計画（ODP：Orderly Departure Program）に基づくベトナムからの家族呼び寄せによって入国する者についても、定住が許可されることとなった。我が国が定住を受け入れたインドシナ難民は、1万1,319人となっている。

93. なお、インドシナ三国の政情が安定した等の理由から、インドシナ難民の受入れは、2005年12月末日をもって完了した。

(3) インドシナ難民及び条約難民の定住促進策並びに第三国定住による難民の受入れ

94. 政府は、1979年の閣議了解によって、インドシナ難民の日本への定住促進のため、日本語教育、職業訓練、就職あっせんなどを行うことを決定し、これらの業務を旧財団法人（現公益財団法人）アジア福祉教育財団に委託することとした。それを受け、同財団では、難民事業本部を同財団内に設置、引き続き姫路（兵庫県）定住促進センター（1996年3月閉鎖）、翌1980年には大和（神奈川県）定住促進センター（1998年3月閉鎖）、1982年には大村（長崎県）難民一時レセプション・センター（1995年3月閉鎖）を設

置した。また、1983年には、東京都に国際救援センター（2006年3月閉鎖）を開設した。開設以来の実績としては、合計で入所者1万1,523人となっている。

95. 同様に入管法に基づき難民と認定された条約難民についても、2002年8月7日の閣議了解に基づき、関係各省庁が各種定住支援措置を講じている。2006年4月からは、定住支援施設「RHQ支援センター」において、日本語教育、生活ガイダンス、職業相談等の定住支援を行っている。

96. 政府は、国際貢献及び人道支援の観点から、2008年12月16日の閣議了解等に基づき、2010年度から、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民約30人（家族単位）を、年に1回のペースで3年連続してパイロットケースとして受け入れる第三国定住事業を開始することとし、2012年3月には、このパイロットケースを2013年度以降も2年間継続すること、キャンプ地の拡大、定住支援の充実等が決定された。また、2014年1月24日の閣議了解等に基づき、第三国定住事業を継続的に実施することや、マレーシアに滞在するミャンマー難民を対象とすること、タイからは、パイロットケースで受け入れた難民の家族呼び寄せを可能にすることなどが決定された。2016年末現在で、パイロットケースと合わせ、31家族、123人のミャンマー難民を受け入れている。

（4）生活状況

97. 2000年のインドシナ難民の定住状況調査のアンケート（アジア福祉教育財団難民事業本部実施）によると、比較的順調に定住が進んでいるといえるが、日本語が困難な者の割合は35%に達する結果も出ているところである。また、難民事業本部が行ってきた定住支援・生活相談等を通じてインドシナ難民の定住状況を見ると、来日して以降の年月の経過に伴い、難民1世の高齢化による問題等が出てきているが、日本社会への定住状況は安定している。

98. 我が国に定住するインドシナ難民を始め、条約難民及び第三国定住難民の多くは、雇用主、地域社会の理解と支援に支えられて比較的順調に職場や地域社会に適応していると考えられる一方、定住難民の数が次第に増加していく中で、中には言語、習慣等の違いから日常生活において様々な問題に直面しているケースもみられる。このような状況を踏まえ、現在、政府から本事業を受託しているアジア福祉教育財団（難民事業本部）では、複雑化・専門化する相談内容と本人、その家族及び事業主等に対する綿密かつ長期間にわたる相談・

指導に対応するため、相談員を本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターに配置し、定住支援施設退所後も引き続き生活相談を実施している。また、2012年度からは第三国定住難民の定住先地域に地域定住支援員を配置し、第三国定住難民が、定住先の地域社会において生活を立ち上げ、定住に至る過程で必要となる生活支援を行っている。

99. この他、インドシナ難民、条約難民及び第三国定住難民の円滑な定住にとって地域住民の理解と協力は不可欠であることから、同財団では、毎年「日本定住難民とのつどい」を開催し、地域住民との交流による相互理解の増進に努めている。

100. さらに難民認定申請者に対しても難民認定申請の結果が判明するまで、生活費、住居費（一時的な居住施設の提供を含む。）及び医療費の支援を必要に応じて行っている。

Ⅲ. 逐条報告

第2条

1. 差別の禁止に関する憲法上及び法律上の規定

101. 最終見解パラグラフ7及び8に関し、第1回・第2回政府報告パラグラフ59、60及び62でも報告しているが、我が国では以下のとおり人種差別を規制しており、御指摘の包括差別禁止法が必要であるとの認識には至っていない。

102. 国の公の当局による差別の禁止については、憲法が人種等による差別のない法の下での平等原則を規定し（憲法第14条第1項）、憲法が国の最高法規であり、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない旨規定するとともに（第98条第1項）、公務員の憲法尊重擁護義務を規定することにより（第99条）、国民が国家により人種等を理由に差別されないことを保障している。

103. 憲法は第94条において、地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるとしているが、第99条に定める公務員の憲法尊重擁護義務をはじめとする憲法の諸規定は、地方公共団体をも拘束するものである。これを受けて、地方自治法は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定できる旨規定するほか（第14条第1項）、法令に違反してその事務を処理し

てはならない旨規定するとともに（第2条第15項）、右規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする旨規定（同第16項）するとされており、これらの規定により、地方公共団体においても、人種等に基づく差別的行為が行われないう法的に保障されている。

104. 憲法第14条第1項は、人種等の差別なく法の下での平等原則を定めたものであるが、このような考え方等を踏まえ、我が国は、教育、医療、交通等国民生活に密接な関わり合いを持ち公共性の高い分野については、各分野における関係法令により広く差別待遇の禁止が規定されているほか、その他各種の分野につき関係省庁の指導、啓発等の措置を通じて差別の撤廃を図っている。

105. いわゆるヘイトスピーチについては、2016年6月、ヘイトスピーチ解消法が施行された。同法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、制定されたもので（前文）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている（第1条）。

106. 同法律は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮辱するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し（第2条）、国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないものとし（第3条）、国及び地方公共団体に対し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する責務を定めている（第4条）。

107. 国及び地方公共団体の基本的施策として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談体制の整備（第5条）、不当な差別的言動を解消するための教育活動、啓発活動の実施（第6条、第7条）が定められている。

2. 法務省の人権擁護機関の取組

108. 法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程、及び人権擁護委員法等に基づき、人種差別を含む人権侵害につき所要の調査を行い、事案に応じて適切な措置がとられている。

109. 最終見解パラグラフ9に関し、政府は、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案を、2012年11月、第181回国会に提出したが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、適切に検討しているところである。

なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8か所）、地方法務局人権擁護課（全国42か所）及びこれらの支局（全国261か所（2016年10月1日現在））が設けられている。

また、我が国においては、全国で約1万4000人の人権擁護委員（法務大臣が委嘱した民間のボランティア）が、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

3. 公務員に対する人権教育・研修

(1) 公務員全般

110. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ69参照。なお、「第2フェーズ」を「第3フェーズ」に改める。

111. 行政官については、人事院が、国家公務員を対象として自ら実施する各種研修において人権に関するカリキュラムを設けている。また、内閣人事局においては、「国家公務員の研修に関する基本方針」等を通じ、関係各庁において人権の尊重等の意識啓発を図る研修を実施することについて示している。

(2) 警察職員

112. 警察は、犯罪捜査等の人権に関わりの深い職務を行っていることから、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（2000年国家公安委員会規則第1号）において、人権の尊重を大きな柱とする「職務倫理の基本」を定めるとともに、職務倫理に関する教育を警察における教育の重点項目に掲げ、人権教育を実施している。

113. 新たに採用された警察職員や昇任する警察職員に対しては、警察学校

における憲法，刑事訴訟法等の法学や職務倫理の授業等で人権尊重に関する教育を実施している。

114. 犯罪捜査，留置管理，被害者対策等に従事する警察職員に対しては，各級警察学校における専門教育や警察本部，警察署等の職場における研修等のあらゆる機会を捉え，被疑者，被留置者，被害者等の人権に配慮した適正な職務執行を期する上で必要な知識・技能等を修得させるための教育を行っている。

(3) 検察職員

115. 法務省では，検事に対し，その経験年数等に応じて受講する各種研修において，人種差別撤廃条約を含む国際人権関係条約に関する講義を実施している。例えば，新しく採用された検事に対する研修の中で国際人権関係条約に関する講義を実施している。

(4) 矯正施設職員

116. 矯正施設の職員に対して矯正研修所及び同支所で実施している採用年数や職務に応じた各種研修プログラムにおいては，被収容者の人権の尊重を図る観点から，憲法及び人権に関する諸条約を踏まえた被収容者の人権に関する講義や民間プログラムによる実務に即した行動科学的な視点を取り入れた研修等を実施しているところ，2015年度は，506科目で延べ15,667人が受講した。

(5) 更生保護官署関係職員

117. 更生保護官署関係職員に対しては，新任保護観察官から管理職員等まで，実務経験や職員の階層に応じた研修を毎年実施しており，同研修において，保護観察対象者等の人権に関する講義を実施している。

(6) 入管職員

118. 入管職員に対しては，各種職員研修において，人権関係諸条約等について講義を実施し，人権に対する意識の一層の向上を図っている。2015年度は18回の研修において合計642人が人権関係の講義を受講した。

(7) 裁判官

119. 日本政府は，裁判官の研修及び司法修習生の修習をつかさどる司法研修所においては，裁判官の研修カリキュラムに人権問題に関する講義が設けられており，例えば，刑事手続と人権の問題，女性や児童の権利の問題，DV問

題、同和問題、外国人の人権の問題、国際人権条約等の国際人権法にかかわる問題等をテーマとした講義が実施されているものと承知している。また、司法修習生の修習カリキュラムについても、人権に関する講義等が設けられているものと承知している。なお、2015年度は、裁判官の研修について、6回の研修において合計375人が人権関係の講義を受講し、司法修習生については、2回の講義において合計1,762人が国際人権法についての講義を受講したものと承知している。

(8) 裁判官以外の裁判所職員

120. 日本政府は、裁判官以外の裁判所職員の研修をつかさどる裁判所職員総合研修所においては、同職員の研修カリキュラムに基本的人権の保障、DV問題等をテーマとした講義が設けられているものと承知している。なお、2015年度は、18回の研修において合計2,774人が人権関係の講義等を受講したものと承知している。

(9) 地方公務員

121. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ79参照。

(10) 教師

122. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ80参照。

第3条

123. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ36及び第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ82参照。

第4条

1. 留保

124. 最終見解パラグラフ10に関し、第1回・第2回政府報告パラグラフ72から74でも報告しているが、次の理由により我が国は人種差別撤廃条約第4条(a)及び(b)について留保を付している。

125. 我が国は、本条約を締結するに当たって、第4条(a)及び(b)に関して、次のような留保を付している。

「日本国は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第4条の(a)及び(b)の規定の適用に当たり、同条に「世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って」と規定してあることに留意し、

日本国憲法の下における集会、結社及び表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限度において、これらの規定に基づく義務を履行する。」

126. これは、次の理由によるものである。

我が国憲法は第21条第1項において、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由（以下、これらを併せて「表現の自由」という。）を保障している。表現の自由は、個人の人格的尊厳そのものにかかわる人権であるとともに、国民の政治参加の不可欠の前提をなす権利であり、基本的人権の中でも重要な人権である。かかる表現の自由の重要性から、我が国憲法上、表現行為等の制約に当たっては過度に広範な制約は認められず、他人の基本的人権との相互調整を図る場合であっても、その制約の必要性、合理性が厳しく要求される。特に最も峻厳な制裁である罰則によって表現行為等を制約する場合には、この原則はより一層厳格に適用される。また、我が国憲法第31条は、罪刑法定主義の一内容として、刑罰法規の規定は、処罰される行為及び刑罰について、できるだけ具体的であり、かつ、その意味するところが明瞭でなければならないことを要請している。

本条約第4条（a）及び（b）は、人種的優越又は憎悪に基づく思想の流布や人種差別の扇動等を処罰することを締約国に求めているが、我が国では、これらのうち、憲法と両立する範囲において、一定の行為を処罰することが可能であり、その限度において、同条の求める義務を履行している。しかし、同条の定める概念は、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広いものが含まれる可能性があり、それらすべてにつき現行法制を越える刑罰法規をもって規制することは、上記のとおり、表現の自由その他憲法の規定する保障と抵触するおそれがある。そこで、我が国としては、世界人権宣言等の認める権利に留意し、憲法の保障と抵触しない限度において、本条約第4条に規定する義務を履行することとしたものである。

2. 流布、扇動、暴力の処罰化

127. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ39及び40参照。

128. 最終見解パラグラフ11に関し、以下のとおり報告する。

129. 警察は、いわゆるヘイトスピーチに係るデモ等が行われるに際しては、これまでも違法行為の防止、関係者や周囲の安全の確保を図る観点から、必要な体制を確保し、厳正・公平な立場に立って、所要の警備を行ってきたほか、

憎悪及び人種差別の表明、デモ・集会における人種差別的暴力及び憎悪の扇動について、刑罰法令に触れる場合には、法と証拠に基づき厳正に対処してきたところである。また、ヘイトスピーチ解消法の施行を受け、警察庁では、全国都道府県警察に対し、法の目的等を踏まえた警察活動の推進について指示したところであり、警察は、引き続き、適切に対応することとしている。

130. 起訴の一例として、2009年12月、被告人4名が、京都市の京都朝鮮第一初級学校付近及びその近くの公園において、同校校長らに向かって、拡声器を用いるなどして、朝鮮学校の排除を扇動する言動を行って喧噪を生じさせた事件がある。この事件においては、被告人ら4名が、威力業務妨害罪、侮辱罪等で逮捕・起訴され、いずれも有罪判決を受けている。

131. 放送においては、放送法の規定により、放送事業者は、国内放送の放送番組の編集に当たっては、公安及び善良な風俗を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることとされているほか、放送番組の編集の基準（番組基準）を定め、これに従って放送番組の編集をし、また、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を設置することとされている。これらの規定を通じて、各放送事業者は、放送番組が、人種差別の流布、扇動及び暴力を正当化し、もしくは助長することによって、公安及び善良な風俗を害することのないよう適切に放送を行うこととなっている。

132. ヘイトスピーチ解消法については、Ⅲ. 第2条1. 参照。

133. 法務省の人権擁護機関では、ヘイトスピーチ解消法の施行後、全国規模の反ヘイトスピーチキャンペーンを実施した。例えば、法務省ホームページ等を活用した同法施行に関する周知広報、同法の外国語訳の情報発信のほか、全国にポスターを6万枚配布した。いわゆるヘイトスピーチの実施が予想される街宣やデモの現場周辺等での啓発活動を行った。また、法務省人権擁護局内にヘイトスピーチに対応するためのプロジェクトチームを設置し、政府関係機関及び地方公共団体との協力体制を強化した。さらに、市民社会との連携もこれまで以上に積極的に推進した。

3. 情報分野における規制等

134. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ87から91参照。

4. 扇動団体の活動の禁止

135. 第1回・第2回政府報告パラグラフ88から90参照。

5. 人種差別的動機の刑法上の取扱い

136. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ93参照。

6. 国内裁判所の関連判決

137. 人種差別撤廃条約第4条に関連する人種差別の事例を扱う裁判所の判決（2012年1月から2016年12月）の例については、以下のとおり。

138. 2014年7月8日大阪高等裁判所判決（同年12月9日最高裁判所決定により上告棄却・上告不受理）

いわゆる「在日特権」をなくすことを目的とする団体の行った示威活動等が、人種差別撤廃条約等の趣旨に照らし、民法709条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすとして、損害賠償請求等が認められた事例。

139. 2016年4月25日高松高等裁判所判決（同年11月1日最高裁判所決定により上告棄却・上告不受理）

いわゆる「在日特権」をなくすことを目的とする団体が行った示威活動等が人種差別撤廃条約第1条に定義する、少数者の「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」に該当し、違法性の強いものであるとして、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められた事例。

第5条

1. 裁判所の前で平等な取扱いを受ける権利

140. 第1回・第2回政府報告パラグラフ91, 92参照。

2. 暴力又は傷害に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

141. 第1回・第2回政府報告パラグラフ96, 97, 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ49及び第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ98参照。なお、同政府報告パラグラフ98に関し、「厳格な出入国審査」を「厳格な入国審査」に改める。

142. 最終見解パラ25に関し、警察は、法律の規定に基づき、公平中立に職務を執行しており、民族宗教的プロファイリングに該当し得る、外国出身のイスラム教徒への監視活動を行っているという事実はない。

3. 政治的権利

143. 第1回・第2回政府報告パラグラフ105参照。

144. 国民主権主義を基本原理の一つとしている我が国憲法は、第15条第1項において公務員の選定・罷免は、国民固有の権利であるとし、同条第3項は成年者による普通選挙を保障すると定めている。また、同法第14条は人種等による差別を禁止するとともに、特に国会議員の選挙資格については第44条において人種等による差別の禁止を定めており、平等選挙が保障されている。

145. 公職選挙法は、憲法の本質に則り、満18歳以上の日本国民は衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有すると規定しており（第9条第1項）、国政への選挙権は、人種、民族の差異なくすべての国民に対して与えられている。また、同法は、衆議院議員及び参議院議員については、それぞれ満25歳、満30歳以上の日本国民は被選挙権を有すると規定しており（第10条第1項）、被選挙権についても、人種、民族の差異なくすべての国民に対して与えられている。

146. 地方参政権については、公職選挙法及び地方自治法により、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する満18歳以上の日本国民は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するとされている。また、各都道府県の知事、市町村長については、それぞれ満30歳、満25歳以上の日本国民は被選挙権を有するとされているほか、各地方議会の議員についても、当該議会議員の選挙権を有する満25歳以上の日本国民は被選挙権を有するとされており、右要件の下で人種、民族の差異なく平等に権利が与えられている。

147. 最終見解パラ13に関し、以下のとおり報告する。

148. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ100でも報告しているが、外国人が家事調停委員に就任できないことについては、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるところ、裁判所の非常勤職員である調停委員は、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員に該当し、その就任には日本国籍が必要であると

考えられることから、国籍を理由とした差別的な取扱いには当たらない。

149. 我が国では、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるには日本国籍を必要とするが、それ以外の公務員となるには必ずしも日本国籍を必要としないものと解されており、外国人の公務員への採用はこの範囲で行っている。また、国家公務員法第27条、及び地方公務員法第13条には、すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種等によって差別されてはならない旨規定されており、その採用にあたっては、人種、民族等による差別が禁止されている。

4. 市民的権利

(1) 移動及び居住の自由の権利

150. 第1回・第2回政府報告パラグラフ107参照。

(2) 出入国の自由の権利

151. 第1回・第2回政府報告パラグラフ108から111及び第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ103参照。

(3) 国籍の権利

152. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ104から109参照。

(4) 婚姻及び配偶者選択の権利

153. 第1回・第2回政府報告パラグラフ116参照。

(5) 単独（及び共有）所有権

154. 第1回・第2回政府報告パラグラフ117参照。

(6) 相続権

155. 第1回・第2回政府報告パラグラフ116参照。

(7) 思想、良心及び宗教の自由の権利

156. 第1回・第2回政府報告パラグラフ118及び119並びに第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ114参照。

(8) 意見及び表現の自由並びに平和的な集会及び結社の自由の権利

157. 第1回・第2回政府報告パラグラフ120参照。

5. 経済的、社会的及び文化的権利

(1) 労働に関する権利

158. 第3回・第4回・第5回・第6回報告パラグラフ52参照。なお、同パラグラフで引用されている第1回・第2回政府報告パラグラフ127の「人種、民族等」の「等」には、ガイドラインにおける国籍、社会的地位、条約の下に保護されるグループに所属しているか否か等が含まれる。

(2) 住居に関する権利

159. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ118から120でも報告しているが、以下のとおり報告する。

160. 賃貸住宅における入居者選択の際の平等取扱いに関しては、公的な住宅等の入居者資格等については、公営住宅法、住宅地区改良法、地方住宅供給公社法、等において入居者の募集方法、資格、選考につき公正な手続及び要件を定めている。

161. また、民間賃貸住宅に関しては、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための取組を支援している。

162. 入居者選択の際における不当な取扱いに対しては、法務省の人権擁護機関は関係者に対する啓発等を通じて平等の確保に努めている。

(3) 公衆の健康、医療、社会保障、社会的サービスに関する権利

163. 第1回・第2回パラグラフ132から135及び第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ122参照。

164. また、2014年度における、世帯主が外国人である生活保護世帯に属する人員数は、74,386人となっている。詳細は別添3を参照。

165. 最終見解パラ14に関し、第1回・第2回政府報告パラグラフ134でも報告しているが、国民年金法及び国民健康保険法については、日本国内に住所を有する者であれば日本人であるか外国人であるかを問わず被保険者とされ、厚生年金保険法及び健康保険法についても適用事業所に使用される者であれば日本人・外国人を問わず被保険者とされるので人種、民族等による差別は

ない。

(4) 教育及び訓練に関する権利

166. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ124から132参照。なお、パラグラフ125に関し、「市」の後に「区」を挿入する。また、パラグラフ129に関し、「連絡協議会において」の後に「先進的な事例や取組を普及させるなど」を挿入する。

167. 後期中等教育段階においても、家庭の教育費負担の軽減のため、2010年4月から公立高校の授業料を無償にするとともに、国立・私立高校等の生徒に支援金を支給する制度（公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度 (Free tuition fee at public high schools / High school enrollment support fund system)）を開始している。2014年には、公立高校についても生徒に支援金を支給する方式へと変更した。併せて、高所得世帯については支援の対象外とし、一方で低所得世帯に対する支援を拡充した。

168. この制度の対象校に在学し、所得要件を満たしていれば国籍を問わず制度の対象としている。また、各種学校となっている外国人学校であり、日本の高等学校の課程に類する課程を置くものとして、a) 大使館を通じて確認できるもの、または、b) 国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの、を制度の対象と認めている。

169. 最終見解パラグラフ19に関し、以下のとおり報告する。

170. 朝鮮学校を高等学校等就学支援金制度の対象校として不指定処分にしたことは差別ではないことについて説明する。

171. 高等学校等就学支援金は、学校が生徒に代わって受領して生徒の授業料に充てる仕組みとなっていることから、確実に授業料に充てられるために、学校において就学支援金の管理が適正に行われる体制が整っていることが求められる。このため、日本国内にある外国人学校が本制度の対象に適合するかを審査するための指定基準の規程第13条において、学校の運営が法令に基づき適正に行われていることを要件とすることが明確に定められている。具体的には、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令の遵守が求められる。

172. 朝鮮学校への高等学校等就学支援金制度の適用については、朝鮮学校

が制度の対象となるための基準を満たすかどうかを審査した結果、朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることなどから、教育基本法第16条第1項で禁じる「不当な支配」に当たらないこと等について十分な確証を得ることができず、「法令に基づく学校の適正な運営」という上述の本件規程第13条の指定基準に適合すると認めるに至らなかったため、不指定処分とした。

173. 就学支援金の対象とならなくても、何ら外国人学校の自主性を侵害するものではない。今後、朝鮮学校が都道府県知事の認可を受けて、学校教育法第1条に定める高校になるなどすれば現行制度の対象と当然なり得る。なお、学校教育法第1条に定める高校や既に指定を受けている外国人学校には、現に多くの在日朝鮮人が学び、本制度による支援を受けており、生徒が在日朝鮮人であることを理由に対象外としているわけではない。よって、差別や教育を受ける権利の侵害には当たらない。

174. 朝鮮籍を含め外国人の子供については、公立の義務教育諸学校について日本人児童生徒と同様に無償で教育を受けることができ、就学の機会の確保を図っている。したがって、朝鮮学校に対して地方自治体から補助金が出ない場合にも、子供が在日朝鮮人であることを理由に、教育を受ける権利が妨げられているものではないと考える。

175. なお、朝鮮学校に対する地方自治体の補助金については、都道府県や市町村が、自らの財政状況や、公益上や教育の振興上の必要性を勘案し、各々の責任と判断に基づき実施しているものと認識しており、国から、地方自治体それぞれの事情を踏まえずに、直接に地方自治体に対して補助金の再開又は維持を要請することは、適切でないと考えている。

(5) 文化的な活動への平等な参加に関する権利

176. 第1回・第2回政府報告パラグラフ142参照。

6. 公衆の使用を目的とする場所又はサービスを利用する権利

177. 最終見解パラグラフ15に関し、第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ56及び57でも報告しているが、以下のとおり報告する。

178. ホテル、飲食店、喫茶店及び映画館の利用における平等な取扱いについては、利用者又は消費者の利益を擁護するため、生活衛生関係営業の運営の

適正化及び振興に関する法律に基づき、生活衛生営業指導センターにおける苦情処理体制の整備等の措置が講じられている。

特に、ホテルについては、旅館業法上、宿泊しようとする者が特定の人種・民族であることのみを理由として宿泊を拒否することは認められていない上、国際観光ホテル整備法施行規則において、宿泊料金、飲食料金その他の登録ホテル・旅館において提供するサービスについて、外客間又は外客とその他の客との間で不当な差別的取扱いが禁止されている。

179. また、運送機関の利用における平等な取扱いについては、鉄道営業法、鉄道事業法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法、海上運送法、港湾運送事業法、及び航空法において、それぞれ特定の利用者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、また、法律ごとに制度は異なるが、例えば特定の利用客に対して不当な差別的取扱いをする業者による運賃又は料金の届出を変更すべきことを命ずる、あるいは運送が公序良俗に反する等以外の場合には運送を拒絶してはならない等の規定がおかれている。

7. 社会的指標に関する情報

180. 別添4から12まで参照。

第6条

1. 司法機関による救済

181. 第1回・第2回政府報告パラグラフ145から149参照。

2. 行政機関による救済

(1) 法務省の人権擁護機関の組織

182. 人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部（全国8か所）、地方法務局人権擁護課（全国42か所）及びこれらの支局（全国261か所（2016年10月1日現在））が設けられている。

また、我が国においては、全国で約1万4000人の人権擁護委員（法務大臣が委嘱した民間のボランティア）が、法務省人権擁護局、法務局・地方法務局と協力して、人権擁護活動を行っている。

法務省人権擁護局、法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課及びこれらの支局並びに人権擁護委員を総称して、「法務省の人権擁護機関」と呼ばれている。

(2) 法務省の人権擁護機関による人権相談及び人権侵犯事件の調査救済活動

183. 法務省の人権擁護機関は、人種差別行為を含むあらゆる人権侵害行為を対象として、全国311か所（2016年10月1日現在）にある法務局・地方法務局及びその支局などにおいて、広く人権相談に応じており、その件数は、2015年は236,403件となっている。人権相談に加えて、法務省の人権擁護機関では、公正中立な立場から、人権侵害事件の調査救済活動を行っている。人権侵害事件の調査救済活動の概要は次のとおり。

(a) 救済手続の開始

184. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ143参照。

185. また、外国人に関する人権問題について、6か国語（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語）に対応した「外国人のための人権相談所」を全国50か所の法務局・地方法務局に拡大して設置（2017年4月）するとともに、外国語に対応した専用電話「外国語人権相談ダイヤル」（2015年に英語及び中国語を設置。2017年4月から前記6か国語に拡大）及び「インターネット人権相談」を新たに開設（2016年3月）し、全国からの人権相談に応じている。

(b) 調査の実施

186. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ145及び146参照。

(c) 救済措置等

187. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ147から148参照。

188. 人権侵害事件の受理件数は、2015年は20,999件となっている。なお、人権擁護機関がこれまでに処理した事案として、以下のような事例がある。

(a) 不動産仲介業者に、外国人を保証人予定者として不動産賃貸借の仲介を申し込んだところ、日本人の保証人を追加するよう求められた事例において、法務省の人権擁護機関が調査を行ったところ、そのような取扱いは資力等保証人としての適格性を審査することなく、外国人であることのみを理由としたものであったと認められたことから、合理的理由を欠く差別的取扱いであるとして、不動産仲介業者に対し、反省し、今後同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：説示）

(b) ビジネスホテルに宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否された事例において、法務省の人権擁護機関が調査を行った

ところ、ホテル側は、不適切な対応があったため被害者に謝罪したいとの意向を有していることを確認した。そこで、ホテル側と被害者との話し合いの場を設け、ホテル側が被害者に事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。(措置：調整)

(c) 当時、右派系グループの代表者であったものが、在日朝鮮人らに対し、その排除を煽動し、あるいは殺害をほのめかして怒号し、その生命、身体に危害を加えかねない氣勢を示して畏怖させるとともに、それらの言動の一部を撮影した動画を複数の動画共有サイトに掲載した事例において、法務省の人権擁護機関は、前記在日朝鮮人らの人間としての尊厳を傷つけるものであって、人権擁護上看過することができないとして、前記右派系グループの代表者であったものに対し、反省し、今後決して同様の行為を行うことのないよう勧告するとともに、複数の動画共有サイトの管理者に対し、その動画の削除を要請した。(処理結果：勧告，要請)

189. 外国人に関する人権侵犯及び相談件数の推移に関する統計資料は別添13参照。

3. 司法アクセスの確保

190. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ151から155参照。

4. 犯罪被害者支援

191. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ156から159及び161参照。なお、同政府報告パラグラフ156に関し、「再発防止」を「再被害防止」に改める。

192. 日本司法支援センター（法テラス）は、上記「3. 司法アクセスの確保」に加え、被害者参加制度により刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等が経済的に余裕がない場合に、国がその費用を負担して弁護士による援助を受けられるようにするに際し、その弁護士の候補を指名して裁判所に通知している。また、刑事裁判（公判期日または公判準備）に出席した被害者参加人に対し、国が被害者参加旅費等を支給するに際し、その送金業務等を行っており、これらの施策は、犯罪被害者の人種、民族等の差別なく実施されている。

5. 民事訴訟における立証責任

193. 第7回・第8回・第9回政府報告第パラグラフ162参照。

6. 個人通報制度

194. 最終見解パラグラフ31に関し、第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ163及び164でも報告しているが、以下のとおり報告する。

195. 人種差別撤廃条約第14条の定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度と認識。

196. 同制度の受入れに当たって、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無、及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題につき、政府部内で検討を行っている。2010年4月には、外務省内に人権条約履行室を立ち上げた。引き続き、各方面から寄せられる意見も踏まえつつ、同制度の受入れの是非につき真剣に検討を進めていく。

第7条

1. 教育及び教授

197. 最終見解パラグラフ26に関し、以下のとおり報告する。

(1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

198. 第3回・第4回・第5回・第6回政府報告パラグラフ77から79でも報告しているが、以下のとおり報告する。

199. 我が国では、2000年11月、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責任を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が制定された。

200. 人権教育・啓発推進法は、国に対し、人権教育及び啓発の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することを義務付けており、政府は、これに基づき、2002年3月、「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定して策定した。同基本計画は、人権一般の普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組及び人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題について検討を加えるとともに、

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進のための体制等についてその進むべき方向性等を示している。

201. また、同基本計画は、アイヌの人々及び外国人などをめぐる人権課題につき、偏見や差別の解消に向けた取組を積極的に推進することとしており、これに基づいた取組が実施され、その取組状況は、「人権教育・啓発推進法」第8条に基づき、毎年、国会に報告されている。

(2) 教育制度に関する一般的情報

202. 第1回・第2回政府報告パラグラフ169及び170並びに第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ167でも報告しているが、以下のとおり報告する。

203. 学校において児童生徒に基本的人権尊重の精神を正しく身につけさせるとともに、異なる人種、民族について理解を深め人種・民族に対する差別や偏見をなくすことは重要であるとの認識にたち、小学校、中学校、高等学校においては、学校の教育活動の全体を通じて人権尊重に関する内容を指導するとともに、諸外国の人々の生活や文化を尊重し、理解を深めるための国際理解教育の推進を図っている。特に、社会科や道徳などにおいて、児童生徒の発達段階に即しながら、人権に関する国際法の意義と役割、基本的人権の尊重について指導している。

更に、大学又は短期大学においては、その自主的な判断により、様々な人権に関する講座・科目等が全国で設けられており、人権に関する学生の知識と理解が深められている。社会教育においては、地域住民の最も身近な学習施設である公民館をはじめとする社会教育施設などにおいて、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様で高度な学習機会を提供する事業を実施する市町村に対し財政的支援を行っており、現代社会の重要な学習課題である人権や国際理解に関する学級、講座などにおいて多様な学習活動が行われている。

(3) 相互理解に向けた取組

204. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ168から173でも報告しているが、以下のとおり報告する。

205. 学校において児童生徒に基本的人権尊重の精神を正しく身につけさせ

るとともに、異なる人種、民族について理解を深め人種・民族に対する差別や偏見をなくすことは重要であるとの認識に立ち、学校の教育活動全体を通じた人権に配慮した教育を行うことを推進することとしている。

206. 文部科学省においては、学校における人権教育の推進のため、学校・家庭・地域社会が一体となった総合的な取組や学校における指導方法の改善充実について実践的な研究を行う「人権教育研究推進事業」を実施しているところである。

207. また、2003年から「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を開催しており、2008年3月には「第三次とりまとめ」をとりまとめ、2008年及び2009年においては、三次にわたる「とりまとめ」が教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組においてどのように活用されているかを検証することを目的とした調査を実施し、その分析を行った。

208. さらに、2010年からは都道府県教育委員会等における人権教育の担当者を集めた「人権教育担当指導主事連絡協議会」を開催するとともに、2010年～2015年にかけて、人権教育の全国的な推進を図るため、人権教育の実践事例を収集・公表する取組を行った。

(4) 教科書に関する情報

209. 我が国の教科書については、教科書検定制度が採用されており、学習指導要領等に基づき、民間が著作・編集した図書について、教科用図書検定調査審議会の学術的・専門的な審議を経て公正・中立に行われ、合格したものの使用を認めている。

210. なお、例えば中学校社会科の教科書においては、人間の尊重や基本的人権に関する記述や、アイヌ民族などに関する記述がなされている。

(5) 法執行当局職員に対する研修

211. Ⅲ. 第2条3.(1)から(6)及び(9)参照。

(6) 法務省の人権擁護機関の啓発活動

212. 第7回・第8回・第9回パラグラフ175から178参照。なお、同政府報告パラグラフ178に関し、「2011年度」を「2015年度」に、「89万編」を「97万編」に改め、「子どもたちがいじめ」の後に「や外国人の人

権」を加える。

213. 法務省の人権擁護機関では、いわゆるヘイトスピーチをなくしていくためには、社会全体の人権意識を高め、こうした言動が許されないものであるという認識を広く行き渡らせることが重要であるとの認識に基づき、2015年1月から、外国人の人権をテーマとしたこれまでの啓発活動に加え、ヘイトスピーチに焦点を当てた全国規模での啓発活動を実施している。これまでに、「ヘイトスピーチ、許さない。」をメインコピーとしたポスター及びリーフレットの作成配布、新聞広告、電子広告、インターネット広告、スポット映像の制作・配信等を実施した。

214. 法務省の人権擁護機関では、我が国において、在日韓国・朝鮮人に対するヘイトスピーチが行われているなどの指摘を踏まえ、今後の人権擁護施策をより一層充実させていくための基礎資料を収集する目的で、2015年8月から2016年3月までの間に、公益財団法人に委託するなどして、いわゆるヘイトスピーチに関する実態調査を実施し、その結果を公表した。

215. 実態調査の結果として、ヘイトスピーチを伴うデモ等を行っていると言われている団体の活動は、未だ相当数あるが、減少傾向にあること、こうしたデモ等においては、一定の政治的主張に基づく発言も認められる一方、特定の民族等に属する集団を一律に排斥したり、危害を加えたり、殊更に誹謗中傷したりする内容の発言も認められ、このような発言についても、未だ相当数あるが、減少傾向にあることが判明した。

216. また、ヘイトスピーチの主な対象とされている在日韓国・朝鮮人20名からヘイトスピーチを見聞きした際の感情や、ヘイトスピーチが与えた影響について聴取するなどの聞き取り調査も実施し、その結果についても公表した。

2. 文化

(1) アイヌ文化

217. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ179から181参照。

(2) 国際文化交流

218. 第1回・第2回政府報告パラグラフ178及び179参照。

(3) 芸術的分野

219. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ183参照。

(4) 言語政策

(a) 外国人への日本語教育

220. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ185及び186参照。

(b) アイヌ語

221. アイヌ語をアイヌ民族以外に広めるために行っていることとして、2009年2月にユネスコが、アイヌ語、八丈語（八丈方言）、奄美語（奄美方言）等を含む国内の八つの言語・方言が消滅の危機にあると発表したことを受けて実態調査を含む調査研究を行った。この調査研究において、アイヌ語については、アイヌ語の特徴、危機の程度、アイヌ語に関する資料、アイヌ語継承の取組の状況についてまとめており、文化庁ホームページで、その調査結果を公開している。さらに、2015年度からは、アイヌ語をはじめとした消滅の危機にある8言語・方言と東日本大震災の被災地方言の危機状況やその価値について国民への周知等を行うため、「危機的な状況にある言語・方言サミット」を開催するとともに、行政担当者や研究者から成る「危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会」を開催し、それぞれの状況や課題の情報共有を図っている。

222. また、国は、法律に基づき、アイヌ文化の振興等を目的とする財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定法人に指定するとともに、当該法人が行う「アイヌ語ラジオ講座」、「アイヌ語上級講座」、「アイヌ語弁論大会」等の事業に対する補助を実施している。

3. 情報

(1) 条約の目的及び原則の普及

223. 人種差別撤廃条約の主な内容については、インターネットを通じた情報提供を行い、この条約の意義、内容等の普及に努めている。また、政府報告に対する委員会の最終見解等これまでの政府報告に関連する情報については、外務省のホームページに掲載することで広く一般に公開している。また、今次政府報告等についても同様に対応する予定である。

(2) 放送事業者の取組の促進

224. 第7回・第8回・第9回政府報告パラグラフ190及び191参照。